

厚木市の定期報告対象昇降機等と報告の周期

種別	関係条文		対象要件	報告周期
	・建築基準法→「法」 ・建築基準法施行令→「施行令」			
エレベーター	(施行令第16条第3項第1号) (施行令第129条の3第1項第1号) (平成28年1月21日国土交通省告示第240号)		全て (以下①②のいずれかに該当するものは対象外) ①籠が住戸内のみを昇降するもの ②労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター	毎年
エスカレーター	(施行令第16条第3項第1号) (施行令第129条の3第1項第2号) (平成28年1月21日国土交通省告示第240号)			
小荷物専用昇降機 (昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いものを除く)	(施行令第16条第3項第1号) (施行令第129条の3第1項第3号) (平成28年1月21日国土交通省告示第240号)			
小荷物専用昇降機 (昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いものに <u>限る</u>)	(施行令第129条の3第1項第1号) (厚木市建築確認等取扱規則第6条第1項第3号により対象)		全て (一戸建ての住宅、長屋、共同住宅の住戸に設けられたものを除く)	
観光用エレベーター 観光用エスカレーター (一般交通の用に供するものを除く)	(法第88条第1項) (施行令第138条の3) (施行令第138条第2項第1号)		全て	
遊戯施設	(法第88条第1項) (施行令第138条の3) (施行令第138条第2項第2号及び第3号)		全て	